

令和7年国東市農業委員会 第12回（12月）総会議事録

1.開催日時 令和7年12月10日(水)16:00～16:50

2.開催場所 国東市役所 2階 201・202会議室

3.出席委員（農業委員）14名

1番 古田 明敏委員、2番 藤本 徹委員、4番 末綱 博子委員
5番 小笠原玉代委員、6番 坂本貢委員、7番 森重なるみ委員
8番 神田勝士委員、9番 岩竹忠洋委員、10番 有次昭二委員
11番 松原雅之委員、12番 松原 正委員、13番 吉田洋一委員
14番 佐藤 司委員、15番 秋國崇己委員

（農地利用最適化推進委員）1人
平野忠義委員

4.欠席委員 1名(3番 豊田聖祐委員)

5.出席職員 局長 古庄昭彦、主幹 吉田典弘、主任 橘 卓弥

6.議事録署名委員の氏名 5番 小笠原玉代委員、6番 坂本貢委員

7.議事日程

議案第66号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第68号 農用地利用集積計画について
議案第69号 農用地利用配分計画について
議案第70号 農用法の規定による非農地証明書の交付について
議案第71号 農地所有適格法人に係る要件適格届について

8.報告事項 農地変更届について

9.協 議

10.そ の 他

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局	<p>只今より令和7年第12回国東市農業委員会総会を始めます。 はじめに、本日の資料確認をします。</p> <p>(資料確認終了)</p> <p>出席確認 : 本日の出席は14名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会が成立することを報告します。</p> <p>それでは秋国会長にご挨拶をお願いし、引き続き、本総会の議事進行をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。5番 小笠原委員と6番坂本委員を指名しますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは議案第66号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第66号農地法第3条の規定による許可申請について、資料に基づき説明いたします。</p> <p>申請番号56番、土地の所在は〇〇〇、地目は畑で面積は35㎡です。外に畑が2筆、合計面積が352㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。</p> <p>申請事由については、譲渡人は「高齢により管理ができないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため」です。贈与による所有権移転です。</p> <p>申請番号57番、土地の所在は〇〇〇、地目は田で面積は1,119㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。</p> <p>申請事由については、譲渡人は「市外在住により、農地の管理できないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため」です。売買による所有権移転です。</p> <p>申請番号58番、土地の所在は〇〇〇、地目は田で面積は1,790㎡です。外に田が9筆 合計面積が6,747㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。</p> <p>申請事由については、譲渡人は「高齢により、農地の管理ができないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため」です。贈与による所有権移転です。</p> <p>申請番号59番、土地の所在は〇〇〇、地目は田で面積は1,887㎡です。外に田が1筆の合計2筆です。合計の面積は、2,238㎡です。</p>

譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。

申請事由については、譲渡人は「高齢により農地の管理ができないため」、譲受人は当該農地を耕作するため。」です。贈与による所有権移転です。

申請番号 60 番、土地の所在は〇〇〇、地目は田で面積は 1,280 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。

申請事由については、譲渡人は「市外在住により農地の管理ができないため」、譲受人は「当該農地を耕作するため」です。贈与による所有権移転です。

申請番号 61 番、土地の所在は〇〇〇、地目は田で面積は 407 m²です。譲渡人は〇〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。

申請事由については、譲渡人は「高齢により農地の管理ができないため」、譲受人は「当該農地を耕作するため」です。売買による所有権移転です。

申請番号 62 番、土地の所在は〇〇〇、地目は田で面積は 830 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。

申請事由については、譲渡人は「市外在住により農地の管理ができないため」、譲受人は「当該農地を耕作するため」です。売買による所有権移転です。

申請番号 63 番、土地の所在は〇〇〇、地目は田で面積は 223 m²です。外に田が5筆の合計面積が 2,794 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。

申請事由については、譲渡人は「市外在住により農地の管理ができないため」、譲受人は「当該農地を耕作するため」です。贈与による所有権移転です。

申請番号 64 番、土地の所在は〇〇〇です。地目は田で面積は 7,638 m²です。総会資料には、〇〇〇とありますが、当該農地が換地処分により番地が変更となっていると本人より連絡があったため、番地の修正をお願いします。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。

申請事由については、譲渡人は「農地の管理ができないため」、譲受人は「当該農地を耕作するため」のことで、売買による所有権移転です。

申請番号 65 番、土地の所在は〇〇〇、地目は田で面積は 1,283 m²です。外に田が4筆、畑が1筆の合計6筆です。合計面積は 10,223 m²です。譲渡人は〇〇さんで、譲受人は〇〇さんです。

申請事由については、譲渡人は「市外在住により農地の管理ができないため」、譲受人は「当該農地を耕作するため」です。売買による所有権移転です。以上となります。

議 長	議案第 66 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、申請番号 56、57、58、59、60、61、62、63、64、65 番について事務局より一括して説明がありました。意見・質疑はございませんか。
〇〇 委員	58 番について親子ですか。
事 務 局	はいそうです。
〇〇 委員	経営面積が譲受人と譲渡人が同じ面積なのですが、良いのですか。
事 務 局	同じ世帯なので、そうした表示になっています。
〇〇 委員	家族経営なので、問題ないのではないですか。
議 長	その他、意見・質疑はございませんか。
〇〇 委員	61 番の〇〇さんですが、労力総数が 2 人になっているのですが、誰ですか。
事 務 局	奥さんです。長男も手伝ってくれる時もあると聞いています。
議 長	その他、意見・質疑はございませんか。
〇〇 委員	64 番で〇〇〇の〇〇さんから〇〇さんに土地を有償で譲渡するとなっています。〇〇さんは幅広く耕作している人ですが農地を譲渡するのですか。
事 務 局	本人さんたちが相談に来たので、話しはできていると思います。〇〇さんが買い取るということで相談に来ました。現場は耕作している農地だったので、問題はなかったです。

議 長	<p>その他、意見・質疑はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>65番の〇〇さんですが、酪農家ですが何をされるのですか。</p>
事務局	<p>牛の餌(WCS)を作付すると聞いています。</p>
〇〇委員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>その他、意見・質疑ありませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>それでは議案 66 号農地法第 3 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 66 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>続きまして議案第 67 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案番号第 67 号農地法第 5 条の規定による農地転用の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号 14 番は 11 月総会にかける予定でしたが、資料が揃っていなかったため本総会で審議していただくようになりました。</p> <p>申請番号 14 号、申請地は〇〇〇、地目は田で面積は 1,296 m²、市街地の区域内にある第 3 種農地です。転用目的は農業用倉庫及び農業用資材置場です。</p> <p>申請地は、国東市役所〇〇から北へ直線で約 1.3kmに位置し、周囲は北と東は農地、西は農地と雑種地、南は市道に囲まれています。転用者は〇〇さんです。申請地周辺の農地を 10 月総会における 3 条申請で取得しており、国東市に通って耕作する予定です。周辺の農地を効率的に耕作するため、申請地を取得して農機具等を収納するための農業用倉庫を建築し、倉庫以外の部分は種苗置場等に使う予定です。</p> <p>今回の申請における面積は 1,296 m²で、計画平面図等から転用面積は適正と認められます。汚水排水の予定はありませんし、雨水は自然浸透、又は南側にある水路へ排水予定です。転用により周辺の農</p>

地への営農上の支障はないものと考えられます。転用に要する費用は、造成費〇〇〇円、倉庫建築費は〇〇〇円の計〇〇〇円と見込んでおり、それに見合う資金が確認できる申請者の貯金通帳の写しが添付されています。

工事期間は令和 8 年 3 月 31 日までとしており、転用は確実に行われると判断できます。

続きまして申請番号 17 番、申請地は〇〇〇、地目は田で面積は 301 m²の住宅の用若しくは事業の用に供する施設が 500m以内にあり、市街化が見込まれる区域内にある第2種農地です。転用目的は駐車場です。

申請地は国東市役所〇〇から南東へ直線で約 2.7kmに位置し、周囲は北が宅地、東は農地、西側は農道、南は農地に囲まれています。転用者は、〇〇〇で自動車販売業を営む〇〇さんで、譲渡人である母親名義の農地を使用貸借して、国東市でも自動車販売をするための申請です。今回の申請における面積は 301 m²で、駐車台数 8 台と積載車置場 1 台を駐車する計画平面図等から転用面積は適正と認められます。

転用後、汚水排水の予定はありませんし、雨水は自然浸透です。転用により周辺の農地への営農上の支障はないものと考えられます。転用に要する費用はありません。確約書もあり、転用は確実に行われると判断できます。

申請番号 18 号、申請地は〇〇〇、地目が畑で面積は 135 m²の、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が 500m以内にあり、市街化が見込まれる区域内にある第 2 種農地です。

申請地は、国東市役所〇〇から北西へ直線で約 770mに位置し、周囲は北と東は農地、西と南は宅地に囲まれています。転用者は〇〇〇で建設会社を営んでいる〇〇さんで、従業員や来客用の駐車場が不足しているので、賃貸借契約して駐車場とするものです。今回の申請における面積は 135 m²で、5 台分の区画を予定している。計画平面図等から転用面積は適正と認められます。

転用後、砕石を敷き、雨水は隣接する水路へ排水します。北側の農地との間にはあぜ道があり、東側の農地との間にはブロックによる境界を施工するので、土砂等の流出や周辺農地への営農上の支障はないものと判断されます。転用に要する費用は、造成費が〇〇〇円であり、それに見合う申請者の貯金通帳の写しが添付されています。工事期間は、令和 8 年 2 月 28 日までの予定です。賃貸借契約書、見積書などもあり転用は確実に行われると判断できます。

議 長

議案第 67 号農地法第 5 条の規定による農地転用の許可申請、申請番号 14 番、17 番、18 番について事務局より説明がありましたが、本日は申請番号 18 番について、〇〇推進委員がお見えになっているので、説明をいただきたいと思いますので、宜しくお願いします。

〇〇推進委員	〇〇氏は建設業をしていて、従業員用の駐車場が不足していたが、〇〇さんの農地がここ 3 年間、耕作できていなかったことから、〇〇氏と駐車場としての賃借がまとまったと聞いています。
議 長	何かご意見・質疑はありませんか。
〇〇委員	14 番について〇〇〇で農業用倉庫を建てる方が〇〇〇の方。現在、〇〇〇で農業をしているのかと、倉庫を建てた東側に田がありますが、日当たりの関係で田の所有者の了解が得られているかお聞きします。
事 務 局	〇〇氏は 10 月に 3 条申請で農地を取得しています。また周りの農地の所有者に承諾書を頂いています。
議 長	その他、何かご意見・質疑はありませんか。
〇〇委員	17 番ですが、東側と南側は農地ですか。
〇〇委員	資料がありません。
事 務 局	直ぐに資料を持ってきます。
議 長	議案第 67 条は保留して、次の議案に入ります。議案第 68 号農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第 68 号農用地利用集積計画について、資料に基づきご説明申し上げます。 利用権の設定は、総数 10 筆で 15,327 m ² です。内訳としては田が 9 筆、13,792 m ² 、畑が 1 筆、1,535 m ² です。詳細につきましては、資料の 6 ページをご確認ください
議 長	議案第 68 号の農用地利用集積計画について、事務局より説明がありました。ご意見・質疑はございませんか。

〇〇委員	一番上の賃借期間が 14 年となっているのは中途半端ですがどうい う理由があるのですか。
事務局	利用権なので本人たちが決めたもので、事務局として把握していま せん。
議長	<p>その他、意見・質問はありませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは議案第 68 号農用地利用集積計画について承認される方の 挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 68 号農用地利用集積計画については、全会一致で承認され ました。</p> <p>議案第 69 号農用地利用配分計画について、事務局より説明をお願 いします。</p>
事務局	<p>議案第 69 号農用地利用配分計画について、資料に基づきご説明 申し上げます。</p> <p>配分計画は、総数が 10 筆で 15,327 m²です。内訳としては田が 9 筆、13,792 m²、畑が 1 筆、1,535 m²です。詳細につきましては、8 ペー ジをご確認ください。</p>
議長	議案第 69 号の農用地利用配分計画について、事務局より説明があ りましたが、意見・質疑はございませんか。
〇〇委員	株式会社〇〇とありますが、この会社は初めて聞きますが、何を耕作 していますか。
事務局	以前から適格法人であります。
〇〇委員	お米を耕作していますか。

事務局	耕作しています。〇〇さんです。
議長	<p>その他、意見・質問はありませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>それでは議案 69 号農用地利用配分計画について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 69 号農用地配分計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>議案第 70 号農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 70 号、農地法の規定による非農地証明書の交付について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号 20 番土地の所在は〇〇〇、地目は田で面積は 511 m²です。申請人は〇〇さんです。</p> <p>申請事由については、「約 40 年前まで耕作していたが、管理する者がいなくなり、現在は山林化して農地として利用できる見込みがないため。」です。現在、お手元の資料の写真にありますように、雑木が生え込み、耕作は困難な状況です。非農地判定はやむを得ないものと思われます。その他、現在地等は資料をご確認ください。</p> <p>続きまして、申請番号 21 番、土地の所在は〇〇〇、地目は田で面積は 511 m²です。申請人は〇〇です。</p> <p>申請事由については、「約 20 年前に農地法を理解しておらず、無許可で浄化槽施設を設置してしまったため、現在農地として使用できないため。」です。現在、お手元の資料の写真にありますように浄化槽設備が建設されており、農地に戻すことは困難と思われるため、非農地判定はやむを得ないものと思われます。現在地等は資料をご確認ください。</p> <p>続きまして、申請番号 22 番、土地の所在は〇〇〇、地目は畑で合計面積は 1,280 m²です。申請人は〇〇さんです。</p> <p>申請事由については、「20 年前ごろ、前所有者の母が相続した際には既に耕作しておらず一部山林化しており、現在は全体的に山林化していることから農地として使用できないため。」です。</p> <p>現在、お手元の資料の写真にありますように雑木や雑草が繁茂し、分け入ってくのも困難な状況であり、農地に戻すことは困難と思われる</p>

<p>議 長</p>	<p>ため、非農地判定はやむを得ないものと思われます。現在地等は資料をご確認ください。以上です。</p> <p>議案第 70 号農地法の規定による非農地証明書の交付について、申請番号 20 番、21 番、22 番について事務局より説明がありましたが、意見・質疑はございませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>それでは議案 70 号農地法の規定による非農地証明書の交付について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 70 号農地法の規定による非農地証明書の交付については、全会一致で承認されました。</p> <p>先ほど保留した議案 67 号申請番号 17 番の資料が届きましたので事務局は説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>北側のほうはガス店がありますので塀やフェンスがあつて北側からは上がれない。〇〇〇も駐車場になっているのですが、土を入れたり、コンクリート舗装することもなく、現在のまま利用するそうです。</p>
<p>〇 〇 委 員</p>	<p>〇〇〇を荒らすようなことになれば、問題かと思います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>所有者から承諾書をいただいています。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にご意見・質疑はありませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>議案第 67 号農地法第 5 条の規定による農地転用の許可申請について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 67 号農地法第 5 条の規定による農地転用の許可申請については、全会一致で承認されました。</p>

	<p>議案第 71 号農地所有適格法人に係る要件適格届について、事務局より説明してください。</p>
事務局	<p>議案第 71 号農地所有適格法人に係る要件適格届について、資料に基づき説明します。</p> <p>この度、〇〇より申請がありました。これまで認定農業者だった方が法人を立ち上げ、今後法人として農地を取得する可能性が高いため、今回申請がありました。要件を満たしているので、問題はないと思います。別紙資料があるので、確認してください。以上です。</p>
議長	<p>議案第 71 号農地所有適格法人に係る要件適格届について、事務局より説明がありましたが、意見・質問はありませんか。</p>
〇〇委員	<p>事業内容はたくさんするようになっていますが、現在、実際にやっているのですか。</p>
事務局	<p>これから法人として行う予定を記載されています。法人の定款に記載されている内容です。</p>
議長	<p>その他、意見・質問はありませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>議案第 71 号農地所有適格法人に係る要件適格届について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
事務局	<p>議案第 71 号農地所有適格法人に係る要件適格届について、全会一致で承認されました。</p> <p>以上で議事については終わりではありますが、報告事項・協議について事務局よりありませんか。</p> <p>報告事項について説明します。次のとおり農地変更届がありましたので報告します。農地変更届、申請番号6番を確認してください。</p> <p>所在地は〇〇〇、地目は畑で面積 114 m²の農用地区域内の農業公共投資の対象となっていない生産力の低い第 2 種農地です。届出人は〇〇さんです。用途は農作業用道路で、面積は 25.4 m²です。</p>

<p>議 長</p>	<p>申請者は〇〇〇から移住し、空き家バンクにより家屋を購入する際、農地である〇〇〇も購入したところ、農地の一部をコンクリート舗装していることがわかりました。前所有者の親が施工されたそうで、近所の方の話によると40年以上前に施工されたのではないかとのことだそうです。そのため始末書が添付されています。</p> <p>南側の農地以外の周囲は宅地に囲まれており、日照・通風等の影響を含め、農地への影響はないものと考えられます。</p> <p>何か意見・質疑はありませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>その他について、事務局からありませんか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>先ほどの資料説明の中でしていなかった12月予定表、年金オンラインセミナーのビラ、と白石町の資料があります。</p> <p>農業者年金セミナーのオンライン研修についてのお知らせ、委員視察研修の説明・年内に案内する旨説明。</p>
<p>議 長</p>	<p>行く場所など決まったら、事務局から提案してください。その他について意見等ありませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>本日は以上になりますが、その他何か意見・質疑のある方はいませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>それでは副会長に閉会のあいさつをお願いします。</p>
<p>副 会 長</p>	<p>本日も慎重審議ありがとうございました。これをもちまして、第12回農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>議 長</p> <hr/> <p>議事録署名委員</p> <hr/> <p>議事録署名委員</p> <hr/>